

令和3年3月22日健康福祉委員会

◆西 委員 お疲れさまです。創志会の西でございます。

健康福祉委員会、今年度最後の質問の機会というふうになりますけれども、本年、本当にコロナの中で、皆さんに本当に大変な御尽力をいただいたことには感謝をしたいと思います。質問の中では、この皆さんの御多忙の中ということで、このコロナのワクチン等々に関連する質問というのは、申合せの中でしていけないということになってはいますけれども、ぜひ随時議会に対しても、市民の皆さんに対しても、状況を共有していただきますようお願いを申し上げまして、質問をさせていただきたいと思います。

1項目め、摂食嚥下と口腔衛生管理についてお聞きをしたいと思います。高齢者の皆さんの嚥下ということは非常に重要な課題というふうになっていると私は思っています、後期高齢の広域連合議会でも取り上げさせていただいていますけれども、この嚥下の現状と課題についてどのようにお考えか、お示してください。

◎岡 介護保険課長 高齢者の口腔機能の1つである嚥下機能の低下は、加齢に伴う心身機能の衰えであるフレイルや、要介護状態、死亡に関連していることが明らかになってきます。健康な生活を送るためには、毎日の食事をバランスよく取る必要があります。そのためには、かむ力、飲み込む力の低下や、むせやすくなるなど、歯や口腔機能が低下するオーラルフレイルを予防することが重要となります。しかしながら、口腔機能の低下は変化に気がつきにくく、潜在的に機能低下が進むことが多いことが特徴です。そのため、高齢者は自らの行動変容につながらず、口腔機能の重要性や予防に関する周知が十分に行き届いていないことが課題と考えています。今後も高齢化に伴う要介護等認定者の増加が見込まれることから、元気なうちから口腔機能を含むフレイルを予防する取組が必要と考えています。以上です。

◆西 委員 なかなか気づきにくいという状況の中で、取組を進めていくことが重要ということでお答えをいただきました。

一方、この死亡に関連をしていることもたくさんあると。まさに、この誤嚥性肺炎とか死亡につながってくるものですから、ついついちょっと嚥下機能が低下をしていくと、それが怖くなって、軟らかいものといいますか、ペースト状のものを食べる方向へつながっていくと。でも、しかしながら、個人的なものも含めて、周り的高齢者、家族、親族も含めて、できればしっかりとおいしいもの、栄養価の高いものを食べていただきたいなというふうに思うわけであります。当然そのペースト状のものや、軟らかいものを食べていくと、栄養価は当然低いものにもなってきますし、クオリティー・オブ・ライフの観点からも、嚥下機能を維持していくことというのは非常に大事なことだというふうに思いますが、この嚥下に関する取組について、今、どのようにされているかをお示してください。

◎阿加井 地域包括ケア推進課長 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画、よりそい安心ほっとプラン、歯科口腔保健推進計画などに口腔機能の維持向上を含む介護予防事業を記載し、取組を推進しております。

具体的には、毎日の生活で工夫することの重要性や、習慣化するきっかけづくりとなる介護予防教室、歯科衛生士等の専門家や地域包括支援センター職員による健康講座、写真やイラストで分かりやすく解説したお口の体操リーフレットの活用、ホームページや広報での発信などの事業を重層的に展開しております。

健康寿命の延伸のために、口腔機能の変化に気づく簡便な口腔機能の低下のチェックや、日常生活で楽しみながらできる口腔機能の維持向上のための体操、口腔ケアに継続して取り組むことの重要性と実施方法について、様々な機会を通じて普及啓発を着実に実施していきます。以上でございます。

◆西 委員 いろいろと重層的な取組をしていただいているということではありますが、そもそも気になるのは、この口の中の危機管理といいますか、常に歯科医さんに診ていただいたりしながら、今、先ほど気づきにくいというお話もありましたけれども、危機管理をしっかりとされているのかなど。気づきにくいからこそ、専門家の方に診ていただいているのかなというふうに思うわけではありますが、堺市が成人歯科検診として行っている前期高齢者の歯科検診の受診率4%程度と。ちょっとこれはこれで高めていただかなかないんじゃないかなというふうに思うわけですが、後期高齢者の歯科検診の受診率はどうなってますでしょうか。

◎神谷 医療年金課長 75歳以上の後期高齢者の歯科検診は、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施しております。令和元年度における後期高齢者の歯科検診の受診率は14.89%となっております。以上でございます。

◆西 委員 この14.89、前期高齢者に比べれば10%近く高い。高いですけども、繰り返しますが、前期の4%が非常に低いのですから、この4%と14%の両方をぜひ高めていただきたいと思いますと思いますが、そもそもこの歯科検診、聞くところによれば、定期的な検診ということでちゃんと受診をしている方を数えているというふうに聞いておりますけれども、例えば虫歯も含めて、定期的に通院をしているという方も含めていくと、どのような割合になるのかなというふうに思うわけではありますが、この割合の把握をされておりますでしょうか。

◎神谷 医療年金課長 大阪府後期高齢者医療広域連合に確認しましたところ、歯科検

診や治療で1年に一度も通院していない後期高齢者のそれぞれの割合については把握しているとのことでありますが、歯科検診及び治療の両方を受診している割合については、データが膨大であることなどから、現時点では把握困難な状況であると聞いております。

なお、令和3年度において、歯科検診受診者等のデータ分析を行い、歯科検診や治療のいずれも受診していない後期高齢者の割合も把握する予定であると聞いております。以上でございます。

◆西 委員 この治療をしている方の割合は把握をしていて、検診をされている方の割合は把握しているけれども、両方重なっている方がどれぐらいいて、どのような状況になるかということは把握されていないと。後期高齢でも聞きましたけれども、これは非常に驚きなわけでありまして。

まずは、どういう状況なのか、もっと言えば、医科の検診も含めてどのような状況であるかという、医科の検診は受けているけれども、歯科は受けてないという方も含めて、どういう状況であるかということをしっかり把握をしていただかないと、この取組も進みにくいというふうに思うわけでありまして、これは後期高齢で求めたところでありましてけれども、ぜひこれは後期高齢とも連携をしながら、状況をしっかり把握をしていただきたいと思っています。

堺市が実施をする成人歯科検診では、受診率向上のために、広報さかいやポスター、チラシなどを使って受診勧奨は広く行われているというふうにお聞きをしておりますけれども、この後期高齢者の歯科検診の受診率向上に向けた取組というのはどのようなことがあるか、お示してください。

◎神谷 医療年金課長 大阪府後期高齢者医療広域連合に確認しましたところ、受診案内及び検診のお知らせを対象者一人一人に通知し、広域連合が発行する冊子への検診の案内を掲載し、広域連合から発送する際に使用する封筒の裏面などに受診を勧奨する一文の記載など、様々な媒体を活用して周知しているとのことであります。また、各市町村に依頼して、広報紙への受診勧奨の掲載をしてもらっているとのことであります。

今後、各種検診の受診状況について、データ分析を行うとともに、検診を受診された方に歯科検診に係るアンケートを行い、受診率向上に向けた手段を検討していくと聞いております。以上でございます。

◆西 委員 これ後期高齢の広域連合のことですけれども、堺市に対しても、これ受診勧奨の掲載を広報紙に依頼をしてくれというふうに、依頼が来ているということでもあります。まさにどういう状況で広報していけばいいのかということは、しっかり一緒に研究をしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど申し上げましたように、医科は受けているけれども、歯科は受けてない、そういう

状況なのかどうなのかも含めて分からない。では、そのタッチポイントがどこの広報紙なのか、本当に広報紙なのかということも、合っているのか、合っていないかも、今、分からない状況でありますので、どういう広報紙ならいいのかというのは一緒に議論していただきたいなと思っておりますが、この歯科検診の話で不思議なことがあります。長期入院者や介護施設等の入所者は歯科検診対象外であるというふうにお聞きをしています。そうすると、先ほどお聞きをした十数%という割合が、全体に対しての割合で、どのような状況になっているのかということはほとんど分からないということになると思っておりますが、この介護施設等の入所者が歯科検診の対象外になっているというのはなぜでしょうか。

◎神谷 医療年金課長 大阪府後期高齢者医療広域連合に確認しましたところ、国の考えに基づき、施設入所者等については、それぞれの施設基準等において健康診断の実施等、入所者に対する健康保持に関する規程が設けられており、一定の健康管理が図られていると考えられるため、対象外としているとのこととあります。以上でございます。

◆西 委員 一定の健康管理が図られていると考えられるため、対象外としているということとあります。

私、定量的に調べたわけではありませんので、何とも言えませんが、定性的に聞くところとありますと、それぞれの施設で、実際、全員の入所者さんを、先ほど私なりの言い方で言えば、歯の危機管理、お口の中の危機管理できている状況かといえば、それぞれの歯科医さんが診ている割合が、必ずしもそんなに100に近い値ではないということもお聞きをしています。本当に健康管理がしっかり図られているのか、これ医療年金課だけじゃなくて、それぞれ施設を担当されている方も、どうやったら本当にお口の危機管理、健康管理ができるのかということは、しっかりフォローしていただきたいというふうに求めておきたいと思っておりますが、この介護保険施設に対して、やっぱりこの歯科検診、当然受診をしていただかないと分からない部分はあるわけでありましてけれども、加えて、やっぱりこの機能をしっかり維持をしていくということのフォローアップということは非常に大事なんだと思っております。嚥下や口腔衛生管理、特に機能の面でありますけれども、この必要性、どのように徹底していくか、ぜひ志をお示しをいただきたいと思っております。

◎赤松 介護事業者課長 口腔衛生の管理は、入所者の口腔の健康状態に応じた効率的、効果的な口腔清掃等が行われるだけでなく、摂食嚥下機能の維持向上にもつながる重要な事項であると考えます。

国では、令和3年度介護報酬改定におきまして、介護保険施設における口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生の管理をさらに充実させる観点から、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことといたしました。先般示されました方針案では、口腔衛生管理体制計画の作成や、入所者の口腔の状況の確認、介護職員の

口腔清掃に対する知識・技能の習得、安全確保、歯科医師等からの技術的助言・指導と計画の見直しなどが明記されております。

今後、より詳細な内容が国より示される予定でございますが、具体的内容につきましては、市内全ての介護保険施設、事業所等を対象に毎年実施しております集団指導にて周知いたします。また、この改定には3年の経過措置期間が設けられておりますが、取組状況につきましては、個別に介護保険施設を訪問する実地指導等の機会を通じまして、実態の把握を行います。

次に、嚥下への対策でございますけれども、施設職員の嚥下に対する理解を深めてもらうため、健康部との協力の下、施設職員向けに嚥下をテーマにしたセミナーの実施を検討いたします。今回の改定により、入所者の口腔衛生に関する状況が向上するものと捉えておりますが、さらにセミナーを通じまして、施設職員の入所者に対する口腔衛生面での適切なケアの対応力の向上につなげてまいります。以上でございます。

◆西 委員 打合せの中で、口腔衛生という範囲の中で答えていただくということでありましたけれども、ぜひ、これ衛生だけでなく、やっぱり機能というところに厚労省もシフトしつつあるということだと思います。先日も厚労省の担当者さんとお話をしましたけれども、介護加算、今度、制度を変えていった1つの観点は、これから先に向けては、やっぱり機能のほうに重心をしっかりとつけていくというようなお話もされておりました。経口維持加算は6か月の期限が撤廃をされて、やっぱり国は栄養摂取機能の維持をさらに努めていくというような方向に向かっているということだと思います。2021改定は、食べる機能の支援を重視していくということで改定をされているということのようなこともお聞きをしております。ぜひとも、先ほど介護施設の職員向けに嚥下をテーマにしたセミナーの実施を検討するという事もお答えをいただきました。ぜひ堺の高齢者の皆さんが、できる限り長い間、しっかりとした栄養価のある、しかもしっかりとしたそしゃくもできる、嚥下機能を維持していく、そういう観点で取組を進めていただきたいと思います。

次の項目に移ります。ペット行政についてお聞きをしたいと思います。

平成30年の第1回定例会の大綱質疑で、私、ペット霊園とか火葬施設についてを取り上げさせていただきました。ペットの御遺体は、国からの通知によって廃棄物に該当しないとされていることから、担当部署も定まっていないという現状がありましたが、ペットの御遺体の定義が非常に曖昧なために、結果的にはペットの尊厳が保たれていない状況にあって、尊厳ある取扱いのためにも、ぜひほかの自治体の先進事例の研究もお願いをしたいというふうに申し上げました。

ペット焼却炉についても、そういうペットの御遺体の定義が曖昧なものですから、市でも把握をされていないという状況の中で、いろいろな地域トラブルも発生をしているという現状もお示しをさせていただきました。

ペット霊園、火葬施設について、本市においては、いまだ法的規制がされていませんが、

現状はどうなっているか、お示してください。

◎河盛 保健所次長 ペット霊園やその他、その焼却施設の設置につきましては、現行で規制する法令等がなく、他の自治体におきましては、独自に条例などを定め、規制しているところもございます。

本市におきましては、平成30年2月、環境局、建築都市局、健康福祉局の動物霊園焼却炉等庁内検討会議を設置し、本市域における規制について、先行自治体の例も参考にしつつ、種々検討を進めておるところでございます。以上です。

◆西 委員 いろいろとその大綱質疑の議論のときから、この検討を進めていただいているというふうに承知をしておりますが、どのような内容で、どう規制していこうとしているのか、お示してください。

◎河盛 保健所次長 ペットの御遺体を焼却する施設、墓地、納骨堂等の施設について、その設置管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、市民の生活環境の保全に資することを目的とした規制を行うことを検討しております。これらの規制に当たりましては、事業者の権利を制限するものであることから、条例制定による規制を考えております。以上でございます。

◆西 委員 条例設置による規制を考えているということでもあります。平成30年の大綱質疑でありました。そのときに当時の健康福祉局長は、本市の実情に即した制度構築について、スピード感を持って検討していくと答弁をいただきました。あれからスピード感があるのかどうか、いろいろと議論はあると思いますが、いつ頃議会に提案をし、施行していただく予定か、お示してください。

◎河盛 保健所次長 先ほど申し上げました動物霊園焼却炉等庁内検討会議におきまして、現在、規制内容や手続等について、条例案の最終的な検討を行っております。次年度のできるだけ早期に議会へ提案し、施行したいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひとも早急にお願いをしたいと思います。次年度のできるだけ早期にということですから、スピード感を持った取組をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、障害者グループホームについてお聞きをしていきたいと思います。

本市の障害者の現状についてお示しいただけたらと思います。

◎佐野 障害者支援課長 障害者手帳を持っている方は、令和2年3月末現在、5万4、

831人でございます。内訳といたしましては、身体障害者手帳の所持者が3万6,556人、療育手帳の所持者が8,334人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が9,941人となっております。また、精神通院医療の受給者が1万8,052人となっております。以上でございます。

◆西 委員 在宅で暮らしておられる障害者の皆さんの中には、グループホームへの入居を希望されている方もいらっしゃいます。特に障害のあるお子さんを持つ親にとって、切実なのは親亡き後ということでの課題です。自分が高齢になって体が動かなくなったり、亡くなったりした後の子どもの行く末を不安に思う親は多いですが、入所施設の確保は簡単ではありません。グループホームのニーズというのは非常に高まっているということだと思います。現に私も、障害があるお子さんを育てておられる方から、子どもの自立のためにもグループホームを探しているが、なかなか見つからないというふうなお声もいただいています。

本市のグループホームの現状と課題についてお示してください。

◎佐野 障害者支援課長 市全体のグループホームの定員数は、令和2年3月末現在で939人となっております。第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画（案）におきましては、令和5年度の利用人数を1,119人と見込んでおります。グループホームの定員総数は年々増えておりますけれども、特に重度重複障害者や強度行動障害のある方、また医療的ケアの必要な方、これらの方々を受け入れるグループホームは、十分足りている状況ではないと認識しております。

また、介護の度合いや医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対しましては、手厚い支援体制が必要と考えております。以上でございます。

◆西 委員 グループホームにおける本市の方針と取組についてお示してください。

◎佐野 障害者支援課長 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画（案）におきましては、障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現を基本理念といたしまして、暮らしの場の整備促進を施策の方向性の1つとしております。

本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化に重点を置きまして、施策を進めております。

量的拡大といたしましては、新たなグループホームの整備におきまして、国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行っておりますほか、初度設備に対して補助をしております。

また、国庫補助を活用した整備につきましては、重度障害者を受け入れる事業者を優先し

て選定しているところでございます。

機能強化といたしましては、重度障害者を受け入れるグループホームに対しまして、手厚い支援ができるよう、生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しております。以上でございます。

◆西 委員 いろいろと金銭的な支援、加算も含めて、堺市も厳しい財政状況の中でいろいろと支援をしていただいている。それについては大いに評価をしたいと思いますが、しながら、まだまだ不足をしている、そういう状況があります。

今後どのように取り組まれるか、お示してください。

◎佐野 障害者支援課長 令和3年度からの新たな取組といたしましては、さらに手厚い支援ができるよう、医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るための経費を令和3年度予算案に計上しております。具体的な内容といたしましては、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加いたしまして、さらなる機能強化を図っております。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、今後も引き続きグループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでまいります。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ取組をお願いしておきたいと思います。自治体独自の加算、ほかの市もいろいろやっています。堺市も取り組んでいます。そのことはお答えをいただきました。そのことについてもぜひ、さらにできる限り前へ進めていただきたいと思いますし、重度だけではないと思いますので、重度だけに偏ることのないように取組を広げていただきたいと思います。さらにあわせて、他部局との連携をぜひ積極的に、今もやっているとありますが、進めていただきたいと思います。空き家の活用、自治体が積極的にマッチングを進めているという事例も他自治体であるように聞きますし、何よりも実はこの問題も広報の課題結構大きいと思っています。様々なグループホーム、特に精神障害者の方のグループホームをつくる時に、様々な地域でいろんな声があるのは率直に申し上げて事実でございます。こういうグループホームをつくっていくときに、やっぱり地域がどのように理解してくれるかというのは非常に重要になってきます。ほとんどが都市部の本市ですから、特にそういうことになってくるといふふうに思います。そういった意味では、やっぱりこういうものに対する理解、広報の観点からも、しっかりと研究をしていただく、地域にこういうことに対する理解を深めていただく、そういう取組も広報部とも連携をしながら、やっぱり建築都市局とも連携をする、広報部とも連携をする、様々な連携をしながらグループホームの設置をしっかりとさらに増やしていくようにする、そして地域と連携をしながら運用できるようにしていく、そういう取組をぜひお願いしたいというふうに思っています。

次の項目に移らせていただきたいと思います。本年6月の委員会でも取り上げさせていただきましたが、難病患者さんの症状改善のためにも、就労や社会参加の機会というのは非常に重要になってくるというふうに申し上げました。難病患者さんの就労支援についての取組及びその実績についてお示しください。

◎藤川 保健医療課長 本市における難病患者の就労支援につきましてでございますが、堺市難病患者支援センター、以下、支援センターと申し上げさせていただきます、におきまして、ハローワーク堺の難病患者就職サポーターの方と連携しつつ相談支援を行っているほか、就労についての学習会の開催や必要に応じ、雇用先への同行支援などを行っております。

本年度の実績としましては、支援センターにおける令和2年度4月から2月まででございますが、この相談人数は、25名のうち相談から就労につながったのは6名で、そのうち一般企業に就職された方が3人、障害福祉サービスを利用し、就労継続支援A型に雇用された方が3人となっております。

また、直接就労につながったものではございませんが、就労に向けての機能訓練を目的に、生活リハビリテーションセンターの利用を御案内差し上げた方が2名となっております。以上でございます。

◆西 委員 6月の質疑でも、就労継続支援A型に雇用される方は3人ですが、果たしてB型に就労されるような方が来ないとは言いませんが、支援センターに来ることが多いんだろうかということ課題として申し上げました。そのことについても研究していただいているというふうにお聞きをしていますが、そもそも先ほど25名とおっしゃったんですが、当局の皆さん頑張ってくださいというふうには、この25名の皆さんに対するケアとしてすごい頑張っていただいていると思いますが、そもそも25名というのはどういう割合なのかなというふうに思うわけであります。

まずその難病患者さんというのは何人いらっしゃるんでしょうか。また、難病患者さんのうち働きたいと考えている方は患者さん全体の何割ぐらいいるか、把握をされているのか、お示しください。

◎藤川 保健医療課長 まず、難病患者さんの人数でございます。

難病患者のうち、本市で把握しております特定医療費（指定難病）受給者証、こちらをお持ちの方は、令和2年3月末現在6,800人でございます。これらの方々を対象に、令和元年度に実施したアンケートにおきましては、就労については現在就労されているという方が31.5%、家事労働をされているとおっしゃる方が26.2%、家事をしながら就労されていると答えられた方が5.8%、就労されていない方が12.4%、働く必要がない、または就労を希望しないという方が10.9%、その他、例えば休業中などといった方が1

9%という結果でございました。

委員御質問の働きたいと就労の意思をお持ちの方がどれくらいおられるかというところにつきましては把握はしておりませんが、本市としましては、先ほど申し上げた働く必要がない、または就労を希望しないとお答えになられた10.9%、この方々を除く方々につきましては、就労に係る支援を行うもしくは就労につなげる前のリハビリ支援など、何かしらの支援の対象になり得ると認識をしております。以上でございます。

◆西 委員 今の結果を聞いて、細かくは今振り返りませんが、今のお話を聞いてると、やっぱり状況についてもうちちょっと掘り下げていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。働きたいという意思をお持ちの方がどれくらいおられるかについて把握をしていない、それをまず把握しないことには、どのように就労支援を行っていくかというのは非常に難しいというふうに思わざるを得ません。まず働きたいという意思をお持ちだけれども、なかなかどのような状況で働けてないのか、それをしっかりと把握をしていただいて取り組んでいただく必要があると思います。まずこの把握をしていく調査、しっかりやっていただくことを求めたいと思いますが、難病患者さんの就労支援に係る課題、お示しをいただけますでしょうか。

◎藤川 保健医療課長 難病患者さんの就労支援に係る課題としましては、主に2点あると考えております。

まず、難病患者さんは疾病や年齢層、経済状況などにより、就労に関して求めるニーズが多様であるとともに、個々の患者の病状もまた様々で、人によっては1日の中でも病態が変動したり、また年間を通じて寛解期、増悪期が現れたりされます。

就労支援を行うに当たっては、難病患者さんが求める情報をより円滑に提供するとともに、このような病状の変化とそれに伴う仕事内容との不一致という難病患者の大きな不安要因に対して、患者が必要とするタイミングで適切な支援を行うことが求められるものがございます。

また、もう1点でございますが、難病患者さんの中には、病状等にもよりますが、自身が難病患者であるということを勤務先に告知せず働いている方もおられると聞いております。就労を受け入れる事業所に対し、難病患者の病状などについての理解を深め、患者が円滑に無理なく就労できるような支援もまた求められるところであると考えております。以上でございます。

◆西 委員 今課題をお示しをいただきました。難病患者支援センターさんが機関紙でオアシスというのを出版されています。この内容も本当に難病患者さんにとってはありがたい情報というのもたくさんあるようにお見受けをしました。

ただ、この情報をどのように適切なタイミングでどのように伝えていくかということは

非常に課題になってくると思います。ホームページも見ましたけれども、PDFファイルはそのまま載っているだけ。このような状況で果たしてどう伝えていくかということは、もうちょっと研究していただかなきゃいけないかなというふうに思うわけでありませう。

もっとプッシュ型ですね、タイミングを捉える。特に難病患者さん、先ほどもお示しをいただきましたが、なかなか周りに言えてない、周りも見えてない、そういう方もたくさんいらっしゃるようにお聞きをしています。そういった意味ではしっかりとプッシュ型でタイミングを捉えて発信をしていく、非常に重要になってくるというふうに思うわけでありませうが、難病患者さんの就労支援について今後どのように取り組んでいくか、お示しください。

◎藤川 保健医療課長 先ほど御答弁でも触れましたが、難病患者さんは個々の病状だけでなく、その年齢層や経済状況なども様々で、就労に関し求めるニーズが多様であります。

今後はSNSなどのより積極的な活用も含めまして、個々の難病患者さんが置かれている状況とニーズに応じた情報提供を行うとともに、適切なタイミングで最も効果的かつよりきめ細やかな支援を実施できるよう支援力のさらなる向上を図ります。

また、難病患者の就労を受け入れる事業所に対して理解を深めていただくには、難病に関する市民の皆様全体の理解を深めていただくことが不可欠であると考えております。今後難病に係る市民の皆様への啓発を強化するとともに、ハローワーク堺の難病患者就職サポーターと連携して、受入れ事業所における難病患者さんの適応援助者の拡充など、難病患者さんが働きやすい職場環境の整備を進めます。

今後関係機関及び庁内関係部局との連携を強化しつつ、さらに研究を重ね、より効果的な難病患者の就労支援に取り組みます。以上でございます。

◆西 委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのグループホームの件でも取り上げましたけれども、やっぱりこれも1つの広報の課題でして、やっぱり難病というものに対しての市民の中の理解をどのように広げていくかということも非常に重要な課題になってくると思ひます。なかなかまだまだ難病というものに対する理解は進んでいないように私は感じています。

かく言う私も、もう数年前までは、難病というものはほとんど何も知りませんでした。恥ずかしながらではありますけれども、そういう状況であります。周りにヒアリングをしても、まだまだ理解が伝わっていないように感じます。まずは難病というものに対する認識を市民の中で広げていただく、そして難病患者になられてる方でも就労をしっかりとしやすいように適切なタイミングでしっかりと情報を伝えていく、そのこともお願ひしたいと思ひますし、オアシスは本当に素晴らしい内容だと思ひますので、これをどうこう皆さんに接続をしていくか、紹介をしていくかということについてもしっかりと考えていただきたたいと思ひます。

また、この難病ということの特性上、恐らくインターネットでいろんなことを初期段階で

調べる方もたくさんいるというふうに思います。そういった意味では、ターゲティングをしっかり行ったネットでの発信の仕方ということも広告も含めて重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことの活用、検討も含めて積極的なタッチポイント、そして前の委員会で申し上げましたが、カスタマージャーニーの研究ですね、ぜひお願いしたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。